**アルバイト求人票　　№**

求人募集期間

**※求人者は、太枠内を記入してください。**  　　　　　　　　月　　日　～　　月　　日まで

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業者名又は求人者名 |  | 連絡先 | 〒℡　　　　（　　　）担当　　　　　　　　 |
| 勤務内容 | □家庭教師 | 対象 | □小学校　□中学校　□高等学校　□その他（　　　　　　　　）□１年　□２年　□３年　□４年　□５年　□６年　　　男　・　女 |
| □塾講師 | 教科 | □　国語　　□　算数　　□　理科　　□　社会　　□　数学　□　英語　 □　その他（　　　　　　　　　　　） |
| □その他 |  |
| 求人数 | 男子 | 名 | 女子 | 名 | 男女どちらでも可 | 名 | 合計 | 名 |
| 勤務内容(具体的に) |  |
| 勤務場所 | □連絡先に同じ□〔　　　　　　　　　　　　　〕 | アクセス |  |
| 応募条件 |  |
| 勤務期間 | 令和　　年　　月　　日　のみ | 令和　　年 　　月 　　日　～　令和 　　年 　　月 　　日 |
| 週・月　　　日以上 | 主な曜日等 | 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日 ・ 祝日 |
| 勤務時間 | 時　　分～　　時　　分※24時間制で記入すること | １日の実労働時間 | 時間　　　分 |
| 超過勤務 | 有 ・ 無 | 休憩 | 時間　　　分 |
| 賃金 | 時給　　　　円日給　　　　円月給　　　　円 | 交通費 | □実費□定額 　　　　　円□無 | 食事 | □有（朝・昼・夜）□無 |
| その他 |  |
| 受付 | 令和 年 月 日 | 担当 |  | 区分 | 家庭・塾教師　短期　長期 |

**○裏面の「アルバイト制限職種」については、アルバイトの紹介を行いません。**

**○採用が決まった場合は、掲示を取り下げますので、必ず下記までご連絡ください。**

**【本件連絡先】**

**上越教育大学プレイスメントプラザ（学生支援課 就職支援チーム）**

**TEL:025-521-3598 FAX:025-521-3587　E-MAIL:recruit@juen.ac.jp**

 **《アルバイト制限職種》**

**本学では、学生がトラブルに巻き込まれずに、より安全にアルバイトが行えるように、学生の**

**身に危険が及ぶもの、トラブルに巻き込まれる恐れがあるもの、教育的に好ましくないもの等を**

**以下のとおり「アルバイト制限職種」とし、アルバイトの紹介は行わないこととしています。**

 **１　危険を伴うもの**

 (1) プレス、ボール盤、旋盤、断裁機等の自動機械の操作業務

 (2) 高電圧、高圧ガス等危険物の取扱業務（助手も含む）

 (3) 自動車及びバイク等の運転業務

 (4) 線路内や交通頻繁な路上での作業（白線引き、交通整理等）

 (5) 土木、水道工事等の現場作業

 (6) 建築中の現場作業、建物倒壊、残材片付作業

 (7) ２階以上の高所での作業（硝子ふき、器具の取り付け等）

 (8) 警備員

 **２　人体に有害なもの**

 (1) 農薬、劇薬など有害な薬物の取扱い（メッキ作業、シロアリ駆除等）

 (2) 特に高温度・低温度の作業

 (3) 塵埃、粉末、有害ガス、騒音等の著しい中での作業

 **３　法令に違反するもの**

 (1) 労働争議に介入する恐れのあるもの

 (2) 営利職業斡旋業者への仲介斡旋

 (3) マルチ・ネズミ講商法に関するもの

 (4) 出来高払（一定額の賃金の保証のないもの）

 (5) 違約金や損害賠償を予定するもの

 (6) 男女雇用機会均等法に抵触するもの

 **４　教育的に好ましくないもの**

 (1) 深夜（午後10時以降）及び宿泊を伴う業務

 (2) 街頭でのビラやパンフレットの配布、ポスター貼り

 (3) 不特定多数を対象とした街頭や訪問による調査

 (4) 訪問販売、勧誘、集金等の業務

 (5) 競馬、競輪場等、ギャンブル場内（サテライトを含む）での業務

 (6) バー、キャバレー、マージャン、パチンコ等の風俗営業の現場作業

 (7) 選挙の応援に関連する一切の業務

 **５　その他望ましくない求人**

 (1) 人命にかかわることが予想される業務（無資格の水泳指導員、監視員、ベビーシッター等）

 (2) 労働条件（賃金、時間、場所、労働内容、支払方法等）が不明確なもの

 (3) 人員の限定を条件とするもの

（10人採用募集中、１人でも欠けると他の９人を不採用とするようなもの）

 (4) 宗教の布教にかかわる活動に関するもの

 (5) その他大学が不適切と認めたもの